

議員提出議案第 1 号

伊賀南部環境衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

伊賀南部環境衛生組合議会会議規則（昭和 5 1 年規則第 1 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 2 5 年 2 月 1 5 日提出

伊賀南部環境衛生組合議会議員
同

山 下 松 一
森 岡 昭 二

理 由

地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致に係る手続き等について所要の改正を行おうとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合議会会議規則の一部を改正する規則

伊賀南部環境衛生組合議会会議規則（昭和51年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「日曜日及び休日」を「組合の休日」に改める。

第12条中「そなえ」を「備え」に、「法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改める。

第15条中「そなえ」を「備え」に、「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第15章中第87条を第94条とし、同章を第16章とする。

第14章中第86条を第93条とし、第85条を第92条とし、同章を第15章とする。

第13章中第84条を第91条とし、同章を第14章とする。

第12章中第83条を第90条とし、第79条から第82条までを7条ずつ繰り下げる。

第78条第2項中「第67条」を「第74条」に改め、同条を第85条とする。

第12章を第13章とする。

第11章中第77条を第84条とし、第70条から第76条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第12章とする。

第10章中第69条を第76条とし、第68条を第75条とし、同章を第11章とする。

第9章中第67条を第74条とし、第66条を第73条とし、同章を第10章とする。

第8章中第65条を第72条とし、第64条を第71条とし、第63条を第70条とし、同章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

第8章 公聴会、参考人

（公聴会開催の手続）

第63条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第64条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第65条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第66条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第67条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第68条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第69条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

- 2 参考人については、前3条の規定を準用する。

別表中「別表(第84条関係)」を「別表(第91条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。